

危険物新聞

第317号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
発行人 川井清治郎
大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 50円

優良取扱者^{など}表彰

(財)大阪府危険物安全協会

財大阪府危険物安全協会では、昭和55年度総会と表彰式を5月13日午後2時30分より新阪急ホテルで開催した。

今年は優良危険物取扱事業所37社、優良危険物取扱者21名が表彰され、また、前理事の福竹正治氏(豊中市会長)、居谷滋郎氏(前大阪市長)及び大阪有機化学会の大沢氏に感謝状が贈呈された。

■優良危険物取扱事業所

- ▷三空伸銅工業会(堺・高石) ▷津田樹脂工業会(堺・高石)
- ▷日新製鋼堺工場(堺・高石) ▷日本軽金属大阪工場(堺・高石)
- ▷報国製線会(東大阪) ▷大日精化工業会(東大阪)
- ▷日東化工サービス会(東大阪) ▷ハウス食品工業会東大阪工場(東大阪)
- ▷吉村油化学会(豊中) ▷エフカンパニー会(豊中) ▷硝片山製薬所(枚方・寝屋川)
- ▷東洋インキ製造会寝屋川工場(枚方・寝屋川)
- ▷川上石油会(守口・門真) ▷熊西染色工業会(守口・門真)
- ▷朝日麦酒会吹田工場(吹田) ▷日本通運会高槻支店(高槻)
- ▷湯浅電池会高槻製作所(高槻) ▷松本油脂製薬会(八尾)
- ▷大淀製紙会(柏・羽・藤) ▷松下電器産業会テレビ事業部(茨木)
- ▷大協石油会岸和田油槽所(岸和田) ▷住江織物会大阪工場(松原)
- ▷丸三砥油池田給油所(池田) ▷大阪ジルコン工業会(大東)
- ▷帝国産業会佐野工場(泉佐野) ▷東洋精器工業会(富田林)
- ▷近畿日本鉄道会自動車局(摂津) ▷岸部石油会油槽所(泉大津)
- ▷会東洋石油(箕面) ▷泉州砥油会(泉南)
- ▷協和電機会(交野) ▷南海電気鉄道会さやま遊園(狭山)
- ▷エースコック会(島本) ▷朝日特殊合板会忠岡工場(忠岡)
- ▷会農田運送(四条畷) ▷ヤマト消火器会美原事業部(美原)
- ▷徳野石油会(貝塚)

■優良危険物取扱者

- ▷東豊運輸会 西島正男(大阪) ▷オガタ護謨会高松知夫(大阪)
- ▷会ミドリ十字都島工場 古林秀樹(大阪)



表彰をうける優良会員

- ▷泉尾石油会 棚村智(大阪) ▷大阪運輸倉庫会三ツ川要(大阪)
- ▷岡田化学工業薬品会 永本俊治(大阪) ▷十条製紙会都島工場 斉藤泰輔(大阪)
- ▷モリカワ商事会大阪支店 木下晴夫(大阪) ▷中谷石油会鶴町営業所 亀田林治(大阪)
- ▷会伸興業会 谷田岩男(大阪) ▷関西石油輸送会 伊藤勝男(堺・高石)
- ▷松下電器産業会洗濯機事業部 岸岡映二(豊中) ▷大阪石油会 岡田治巳(枚方・寝屋川)
- ▷重村酒造会 重村正篤(枚方・寝屋川) ▷会森砥油 森春時(枚方・寝屋川)
- ▷日本灯火用硝子工業会 津田和夫(吹田) ▷新田ゼラチン会 加藤照一(八尾)
- ▷豊川石油店 梶作三(茨木) ▷会南川織布工場 南川清司(岸和田)
- ▷安藤バラケミ一会油槽所 高林利互(大東) ▷日本農業会生物研究所中野昭三(河内長野)

大阪府危険物取扱者試験

7月6日(日)近大で

大阪府昭和55年度第1回目取扱者試験は、7月6日(日)近畿大学で、乙種第4類、丙種の2種目について実施される

試験日 7月6日(日)
 試験場 近畿大学
 願書受付 6月5日(木)と6日(金)
 受付場所 大阪府職員会館

危険物施設の 位置、構造、設備の技術基準 (その5)

大阪市消防局予防部危険物課

4. 製造所の基準

- (1) 製造所の概念
- (2) 技術上の基準 (政令第9条)

建基法第2条第6号 (延焼のおそれある部分)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 延焼のおそれのある部分隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500平方メートル以内の建築物は、1の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3メートル以下、2階以上にあっては5メートル以下の距離にある建築物の部分という。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

建基法第2条第7号 (耐火構造)

- (7) 耐火構造鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう。

建基法施行令第107条 (耐火構造)

第107条 法第2条第7号に規定する耐火構造は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 壁、柱、床、はり及び屋根にあっては、建設大臣が、通常の火災時の加熱にそれぞれ次の表の時間以上耐える性能を有すると認めて指定するもの。

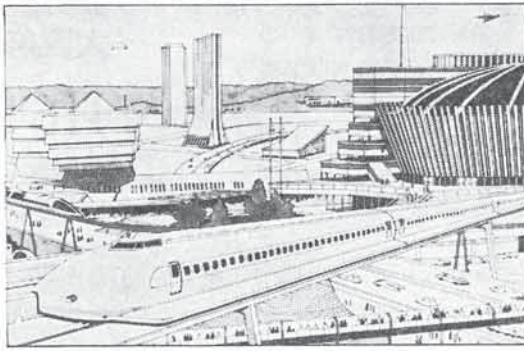
建築物の部分		建築物の階			
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階	
壁	間仕切壁	1時間	2時間	2時間	
	耐力壁	1時間	2時間	2時間	
	非耐力壁	延焼のおそれある部分	1時間	1時間	1時間
	耐力壁	延焼のおそれある部分以外の部分	30分	30分	30分
	柱	1時間	2時間	3時間	
	床	1時間	2時間	2時間	
	はり	1時間	2時間	3時間	
	屋根	30分			

- この表において、第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の耐火時間と同一の耐火時間によるものとする。
- この表における階数の算定については、第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- (2) 階数が3以下で延べ面積が1,000平方メートル以下の建築物(法別表第1の欄(一)項又は(四)項から(六)項までに掲げる用途に供するものを除く。)における壁、柱、床及びはりにあっては、前号に掲げるものを除くほか、建設大臣が指定するもの
- (3) 階段にあっては、次のイからホまでの一に該当するもの

株式会社
初田製作所

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
電話 〇六四七三〇六二八(代)
大阪支社 / 電話 〇六四七三〇八七五、四
堺出張所 / 電話 〇七二二二三四四四



防災設備機器で
未来をひらく
技術のハツタ

- イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ロ 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造
- ハ 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造
- ニ 鉄造
- ホ イからニまでに掲げるものを除くほか、建設大臣がこれらと同等以上の耐火性を有すると認めて指定するもの

キ、第 7 号及び第 8 号関係（窓、出入口及び網入ガラス）

危険物を取り扱う建築物の窓及び出入口には、建築物を不燃材料で造ることとされている規定と同様に、延焼の拡大防止をはかるため甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。甲種防火戸及び乙種防火戸は、建基法施行令で次のように規定されている。

また、ガラスを用いる場合においては、防火上および爆発の際の飛散防止のために網入ガラスとしなければならない。なお、網入ガラスに替えて、乙種防火戸材に認定された線入ガラスを使用してもさしつかえない。

製造所内に、制御室、管理室等を設ける場合にあつては、電気設備の防爆化の困難性等から、窓は必要最小限度の大きさでハメ殺シとし、出入口については、自動閉鎖式の二重扉とするなどの措置が必要である。

ク、第 9 号関係（床の構造）

床は、建築物の構造の規定により不燃材料で造らなければならないが、液状の危険物を取り扱う場合においては、さらに危険物が流出した場合にその床面に危険物が浸透することを防止するとともに、流

建基法施行令第110条（防火戸）

第 110 条 第 109 条第 1 項第 1 号の「甲種防火戸」とは、次の各号の一に該当する構造の戸とする。

- (1) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが 0.5 ミリメートル以上の鉄板を張ったもの
- (2) 鉄製で鉄板の厚さが 1.5 ミリメートル以上のもの
- (3) 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが 3.5 センチメートル以上のもの
- (4) 土蔵造の戸で厚さが 15 センチメートル以上のもの
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの

2 第 109 条第 1 項第 2 号の「乙種防火戸」とは、次の各号の一に該当する構造の戸とする。

- (1) 鉄製で鉄板の厚さが 0.8 ミリメートル以上 1.5 ミリメートル未満のもの
- (2) 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが 3.5 センチメートル未満のもの
- (3) 土蔵造の戸で厚さが 15 センチメートル未満のもの
- (4) 鉄及び網入ガラスで造られたもの
- (5) 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが 1.2 センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが 0.9 センチメートル以上の石膏ボードを張り、屋外面に亜鉛引鉄板を張ったもの
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの

3 開口面積が 0.5 平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入ガラスで造られたものは、前項の乙種防火戸とみなす。



消防機器の

トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

出した危険物の拡散を限定するために、適当な傾斜をつけ、ためますを設けることが規定されている。

通常、建築物の内側に溝及びためますを設けることが多く、ためますは、建築物の床面積の大きさ、設備機器の配置等に応じて必要な数を決定し、危険物の滯油、可燃性蒸気の滯留を考慮したうえで、安全な場所を選択しなければならない。また、2以上の階にわたる建築物にあっては、上階からの流出拡散防止措置として、2以上の階の床面には、配管の貫通部、反応釜等の据付部及び階段部分に、敷居、つば等を設ける必要がある。

ケ、第10号関係（採光、照明、換気設備）

採光及び照明は、設備機器の誤操作、計器類の誤読による事故を防止するため必要であり、建築物内は、採光、換気が不十分になりがちであるため特に規定されたものである。

また、換気設備は、製造所では可燃性蒸気、有毒性ガスその他の汚染された空気が発生が考えられ、事故発生の防止とともに作業環境の改善から設けなければならない。なお、換気の方法については、自然換気または機械換気（強制換気）のいずれの方法でもよいが、危険物の種類、取扱い内容等に応じてその目的が十分達せられるものを設ける必要がある。

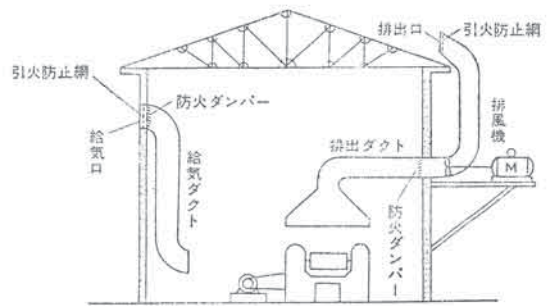
コ、第11号関係（高所排出設備）

危険物を取り扱う建築物には、可燃性蒸気及び微粉が空気より重いものがほとんどであることから、これらの蒸気等が滯留するおそれのある場所が生じることが多く、前号の規定による換気設備に加えて可燃性蒸気等を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることが必要である。

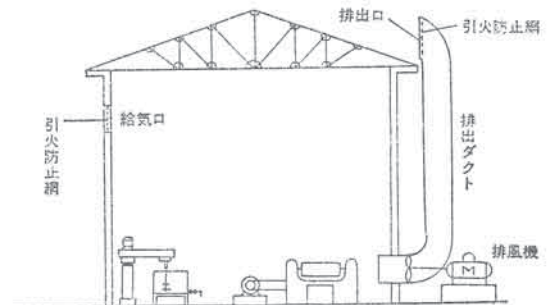
「可燃性蒸気又は微粉が滯留するおそれのある建築物」とは、危険物を露出して取り扱う設備等、通常の取り扱い状態で可燃性蒸気を放出する設備及び

設備の保守管理等の際に可燃性蒸気を放出する設備が設置された建築物等が考えられる。

「高所に排出する設備」については、換気方法のうち機械換気（強制換気）とする必要があり、一般的には、可燃性蒸気等の発生源付近では、図一6の例のように局所排気を行い、限られたスペースで集中的に排出する方法をとり、同時に図一7のような全体排気により希釈換気を行うが、危険物の取扱い作業内容及び種類等により決定する必要がある。なお、排出口の位置は、建築物の軒高以上の高さで、かつ、地上4メートル以上とすることが望ましい。



図一6（局所排気の例）



図一7（全体排気の例）



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING N.F.P.A. 全国防火協会会員

株式会社 マルナカ

- 防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

- 消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

サ、第12号関係（屋外の附属設備の囲い等）

屋外に設けられた液状の危険物を取り扱う設備において、液状の危険物がこれらの設備から漏えいした場合、その拡散を防止するために規定されたものであり、設備の直下の地盤面の周囲に0.15メートル以上の囲いを設けるとともに、当該地盤面を危険物が容易に浸透しない材料で舗装し、傾斜をつけ、ためます及び油分離装置を設けなければならない。

囲いは、鉄筋コンクリート製等の堅固なものとする必要があり、設備の配置等に応じて、製造所全体を囲む場合あるいは設備群ごとに設ける場合が考えられる。なお、囲いを設けることにより、作業上支障があると認められる場合は、囲いに替えて側溝を設けることができる。

地盤面の傾斜及びためますについては、第9号（床の構造）と同様の規定であるが、第4類の水溶

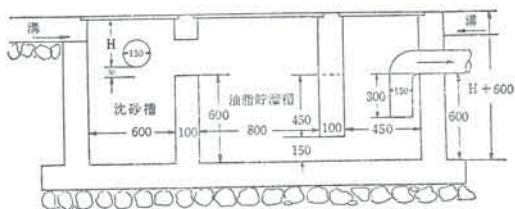
性以外の危険物を取り扱う設備においては、ためますに流入した危険物を安全な場所に導き、油と水との比重の差を利用して、油と水とを分離して処理し、直接排水口に流入することを防止する油分離装置（図-8参照）を設けなければならない。

シ、第13号関係（危険物のもれ、あふれ、飛散防止）

危険物を取り扱う設備は、危険物のもれ、あふれ、飛散を防止する構造とするか、あるいは、このような構造とすることが困難な場合にあっては、危険物のもれ、あふれ、飛散防止のための設備を設けなければならない。

もれ、あふれ、飛散を防止する構造とは、通常を取り扱い条件に対して、余裕をもった容量、強度、性能等を有していることが必要であり、防止設備としては、二重缶、二重配管、ポンプ・タンク類のオーバーフローパイプ、リターンパイプや攪拌混合設備の囲い、受皿等が考えられる。

断 面 図



平 面 図

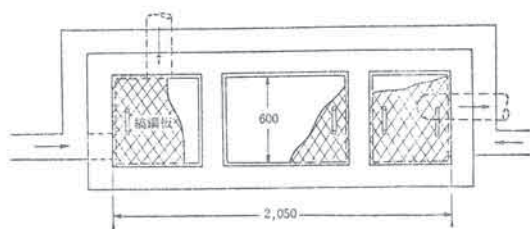


図-8（油分離装置の例）

河内長野に訓練塔

河内長野市消防本部では、このほど北出張所に高さ19mと10mの訓練塔を完成、ロープ登はん、渡過訓練が連日行われている。なお同訓練塔には安全を考慮して安全ネットが張られている。



歴史と信頼。前進するヤマト。

明日の総合防災を創造します。

消火器
消火装置
警報装置
避難設備

● 防災のシステムメーカー
ヤマト消火器株式会社

■ 本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL. 06 (976) 0701 (代)

業界のトップメーカー
ヤマト消火器
最高の品質をお届けします

火災ノ早期発見の決め手。

ヤマト家庭用煙感知器

(簡易型火災警報器) YSP-1
● 特許・実用新案・要匠出願中

けまけま

鑑定合格品
（警報第55-2号）

- ★ 精度抜群の光電式を採用
- ★ 火災を知らせる強力な警報音
- ★ 信頼性の高いIC(集積回路)を採用
- ★ アルカリ乾電池(9V)1個で約1年作動
- ★ 連続1通間の信号音で知らせる電池交換時

危険物・準危険物

漏洩・流出事故例

(その1)

■バルブ締め忘れて流出

53年5月30日5時頃、秋田市A製油所、製造所で廃油タンクから加熱用平釜に廃油を入れ5時40分頃張り込みを終了、ポンプを停止し、ポンプと平釜間のバルブを閉じたが、廃油タンク及び蒸留釜の水切タンクのバルブを閉めなかったため、廃油タンクから落差により連通している配管を通り水切タンクへ逆流し、上部マンホールから溢流したものである。流出したのは廃油約200ℓ。

■地下配管にピンホール

53年5月18日、日立市H化成KK山崎工場、製造所で樹脂反応釜の冷却に使用しているKSK油の補充量が増加した。この原因調査のため、18日11時50分頃反応釜とKSK油冷却設備を結ぶ埋設配管を掘り起したところ、配管(SGP径3B)の直管部にピンホール(径約1mm)があり、その部分からKSK油が漏洩地下浸透していたもの。原因は電気腐食によるものと見られる。流出したものはKSK油10.8kl。

■ストレーナーふた締付悪く漏洩

53年6月8日、川崎市N乳化剤KK川崎事業所、製造所でジメチルアミンの流出事故が発生した。当装置は、オートクレーブ6基にアルコール類又はアミン類を仕込み酸化エチレンを添加し、重合反応により高沸点溶剤等を製造する施設である。

事故当日の作業内容は次のとおりである。

- ① 午前9時頃から№4オートクレーブの仕込作業を開始し、同9時52分に仕込みを完了、窒素置換作業に入

るため、循環ポンプのスイッチを入れ液の循環を開始した。

- ② 午前10時15分頃から窒素置換作業を開始し、同25分に完了した後オートクレーブの昇温作業を行なった。
③ 午前11時15分頃作業員が、№4オートクレーブ循環ポンプのストレーナーのスクリーン取り出しふたよりジメチルアミン水溶液が漏洩しているのを発見した。原因はストレーナースクリーン取り出しふたのネジ加工不良があり、ふたの締付けが不完全であったと考えられ、また、パッキンのサイズが正規のものより大であったことからパッキンを折り曲げ、損傷させジメチルアミンを流出させたものと見られる。流出したものはジメチルアミン(第1石油類)若干。

■無水硫酸ドラム開栓時噴出

53年11月1日、川崎市N乳化剤KK川崎事業所、製造所で無水硫酸の流出事故が発生した。メチルモルホリンの生産予定により、10月30日午後1時に無水硫酸溶解室のスチームバルブを開け、無水硫酸の溶解を開始し(室温を38~42℃に保ってある)、11月1日午前11時まで作業し、スチームを切った。

事故当日午後4時頃無水硫酸仕込み作業のため運転員2名が無水硫酸ドラムを溶解室より搬出し、ドラム内の圧抜きをするため運転員1名がパイプレンチでキャップを徐々にゆるめ、午後4時20分、残圧のないことを確認し、キャップを外したところ、白煙が発生するとともに、内容物の一部が飛散し、キャップを外した運転員が薬傷した。

午後4時21分、運転員から通報を受けた当該製造所の主任が白煙をおさえるため砂を散布したところ、一部がドラム内に入り、再度飛散した無水硫酸により白煙が激しく発生した。

原因は、ドラムキャップに付着していた半溶融状の無水硫酸がキャップ取外し時にたれ落ち、空気中の湿分とあって白煙を発生させたものと考えられる。なお、無水硫酸が

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアードーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

半溶融状態でキャップの裏側に付着していたことについては加温が不足していたためと見られる。流出したものは無水硫酸36kg。

■誤操作で無水硫酸漏れ異常反応

53年3月13日、川崎市A化成KK川崎支社、屋外タンク貯蔵所で無水硫酸の流出事故が発生した。事故施設は、イオン交換膜製造装置に使用するスルホン化剤の貯蔵タンクで付属設備として混合調整槽及び無水硫酸滴下ドラムを有し、無水硫酸滴下作業はストラクチャー上の建家内で行なっている。

事故当日は午後2時から混合調整槽へジクロロールエタンとジオキサンを供給し、混合調整槽上部に設置した無水硫酸ドラムから無水硫酸を滴下しスルホン化剤の製造調整を開始したところ午後7時30分頃、屋外タンクのレベルゲージ(クリンガ型)が詰り、当該タンクの容量指示がでなかったため、午後7時35分頃から約20分間窒素ガスを圧入

(1.5kg/cm²)し詰りの除去を行なった。

午後9時15分頃、スルホン化剤の製造調整を完了したため、関係バルブを閉止した。

その後15分経過した午後9時30分頃、突然無水硫酸ドラムが破裂し内容物が周囲に飛散した。

原因は屋外タンクと混合調整槽間の内液循環中にレベルゲージの詰りを除去するため窒素圧入作業を行なったため、混合調整槽から屋外タンクへの戻り量が減少し、混合調整槽が満ぱいとなり、更に均圧管を通して無水硫酸ドラム内へ液が入りこんだため、ドラム内でジクロロールエタン—ジオキサン混合液と無水硫酸が発熱反応し、無水硫酸の蒸気圧が上昇し、ドラムが破裂したと見られる。流出したものは無水硫酸若干。

■タンク底板腐食、重油流出

53年7月29日、新潟市T電力KK新潟火力発電所、屋外タンク貯蔵所で発電課のIが構内パトロールを実施した際当該タンクの基礎リング部分から少量の重油が湧き出ているのを発見した。なお、漏れ箇所は海側に向かってタンクの約85°の部分で底板部分から漏れ出した重油がタンクの基礎部分に浸透し、リング脇の1ヶ所から湧水のごとく(直径10ミリメートル、高さ6~7ミリメートルの半円状)噴き出していたものである。

原因は底板の内部腐食によるものと見られる。流出したものは重油約1150ℓ。



定期点検

給油取扱所等1年に1回以上

危険物施設のうち、給油所、地下タンク、移動タンクなど特定の施設は、消防法第14条の3の2に規定された定期点検を1年に1回以上実施し、記録し、3年間保存しなければならない。あなたの事業所では定期的実施されていますか。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和55年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日 時・会 場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
乙 種 第 4 類	1 期	6月2日(月)、9日(月)	9時30分～4時 大 阪 府 商 工 会 館 (地下鉄本町駅ヨリすぐ)
	2 期	6月4日(水)、11日(水)	9時30分～4時 大 阪 府 商 工 会 館
	3 期	6月5日(木)、16日(月)	9時30分～4時 大 阪 府 商 工 会 館
	4 期	6月3日(火)、11日(水)	9時30分～4時 堺 市 民 会 館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5 期	6月6日(金)、18日(水)	9時30分～4時 堺 市 民 会 館
	6 期	6月3日(火)、17日(火)	9時30分～4時 ※茨 木 市 商 工 会 館 (茨 木 駅 ヨ リ 約 13 分)
	7 期 (夜)	6月3日(火)、9日(月)、10日(火)	午後 5時30分～9時 毎 日 文 化 ホ ー ル (地下鉄西梅田駅ヨリ約2分)
丙 種	6月2日(月)	10時～4時	大 阪 科 学 技 術 セ ン タ ー (地下鉄本町駅ヨリ北へ3分)

2. 申 込 方 法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

3. 受 付 期 間 と 場 所

受 付 場 所	日 時
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	5月26日(月) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内 豊中防火安全協会	5月26日(月) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	5月26日(月) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会	5月27日(火) 9時30分～11時30分
守口市・門真市消防本部内 (地下鉄・守口駅前) 守口門真防火協会	5月27日(火) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前) 堺市危険物協会	5月27日(火) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階) 大阪府危険物安全協会 事務局	5月30日(金) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会 費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

種 別	会 員	会 員 外
乙 種	5,500円 (4,500円)	6,500円 (5,500円)
丙 種	3,000円	4,000円

7期は各500円割増